

2021年12月3日

お客さま 各位

九州労働金庫

## 災害救援ローン契約書にかかる印紙税額の還付について

平素より当金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

標記の件でございますが、平成29年度の税制改正より、金融機関が指定災害の被災者を対象として行うローン契約書の印紙税が非課税対象となっております。

今回、「令和2年7月豪雨」および「令和3年8月11日」からの大雨による災害が「指定災害」として追加された事により、お客様がご利用中の災害救援ローン契約書の印紙税額についても還付の対象となった事をお知らせいたします。

つきましては、指定災害の認定を受ける前にローン契約書の印紙税額を負担されたお客様に対し、印紙税額の還付請求（過誤納確認申請）のお手続きについてのご案内を、当金庫にお届けいただいている住所へ郵送いたしましたのでお知らせいたします。

ご不明な点ございましたら、最寄りの営業店の方へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上

---

はたらく人と、地域社会と、未来へ、「つながる！」九州ろうきん。

九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。